お店の所在地を所管する保健所が

・徳島保健所、吉野川保健所の場合

- ⇒「**東部保健福祉局長**」と記載 ・阿南保健所、美波保健所の場合
- ⇒「南部総合県民局長」と記載
- ・美馬保健所、三好保健所の場合 ⇒「**西部総合県民局長**」と記載

頁関係)

(A4)

※ 届出受理番号 ※記入しないで下さい

可能室設置施設 届出書

届出者

令和 2年 ○月 ○日

東部保健福祉局長 東部総合県民局長 南部総合県民局長 西部総合県民局長

殿

徳島レストラン (屋 号) 徳島 太郎 (届出者名)

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。 記

| 1喫煙可能室設置施設 | (ふりがな) | とくしまれすとらん | |
|------------|---|--|--|
| | ① 名称 | 徳島レストラン | |
| | ② -1所在地 | 〒 770 - ●●●● 徳島県徳島市□□□町~~1丁目 | 32番地 (電話 088 - 123 -〇〇〇) |
| | ②-2車両番号等 | | |
| | ③ 営業許可番号 | 第 123○○○ 号 | |
| | ④ 営業許可日 | 平成30 年 5 | 月 〇 日 |
| 2管理権原者 | (ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称) (ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名 ③住所(法人にあっ | とくしま たろう 徳島 太郎 〒 771 - ○○○○ | 「管理権原者」には、受動喫煙対策の方針の判断、決定を行う立場にある者を記入。例:受動喫煙防止対策に必要な設備の改修等の判断ができる者 |
| | ては、その主たる事 務所の所在地) | 徳島県徳島市△△△~~3丁目4 | ·番地 (電話 090 − 1234 − ○○○○) |
| 3備考 | | ✓ 令和2年4月1日時点で営業している飲食店です ☑ 資本金又は出資の総額が5000万円以下の会社、又は個人が経営しています ☑ 客席面積は100 ㎡以下です (その他伝達事項)※届出に係る担当者と管理権原者が異なる場合 担当者:徳島 一郎(店主) 連絡先:080-4321-○○○○ | |

20 歳未満の方は従業員であっても喫煙可能エリアに立ち入ることはできません。 店内の全てを喫煙可能室(=喫煙可能店)とする場合は特にご注意ください。